

(仮称) 図書館中部館整備工事基本設計委託業務
特記仕様書

1 趣旨

旧ひこね燦ぱれすを「(仮称) 図書館中部館」として、また、都市計画決定を受けた都市計画図書館として再整備に必要な事項等を定めた基本設計を委託するにあたり、本特記仕様を定める。

2 委託業務名称

令和5年度 (仮称) 図書館中部館整備工事基本設計委託業務

3 敷地の概要

- | | |
|----------|-----------------|
| (1) 所在地 | 滋賀県彦根市小泉町648番地3 |
| (2) 敷地面積 | 約6,343㎡ |
| (3) 用途地域 | 近隣商業地域※注 |

※注：令和5年度中を目途に、敷地全域を近隣商業地域に見直すのと同時に、都市計画図書館として都市計画決定を行う予定をしています。
なお、建築物の各部分の高さの制限については、第1種住居地域の規定を適用する予定をしています。

- | | |
|----------|------------------|
| (4) 防火地区 | 指定なし、法第22条指定地区 |
| (5) 建ぺい率 | 80% |
| (6) 容積率 | 200% |
| (7) 接道条件 | 市道 小泉城南小学校線（北東側） |

4 既存施設の概要

- | | |
|----------|-----------|
| (1) 名称 | 旧ひこね燦ぱれす |
| (2) 延床面積 | 約2,267㎡ |
| (3) 規模 | 地上2階建て |
| (4) 構造 | 鉄筋コンクリート造 |
| (5) 竣工年 | 平成3年 |
| (6) 主要用途 | 公会堂、集会場 |

5 建築の条件

- (1) 工事費の上限 1 4 億円 (消費税および地方消費税を含む。)
※ただし、この金額は令和 4 年時点のものであり、
物価の状況により、変わることがあります。
- (2) 工期 (予定) 2 か年
- (3) そ の 他 増築する場合は、「旧ひこね燦ぱれす図書館化調査検討報告書 (令和 4 年 7 月)」に記載する「改修検討パターン C」の増築規模を限度とします。

6 図書館としての機能

(1) 蔵書計画

開架

開架冊数は 1 0 万冊程度 (一般開架約 7 万冊、児童開架約 3 万冊) とし、各ジャンルの図書・雑誌・新聞、視聴覚資料等を整備します。

書架間の通路は、1. 6 m 程度を確保し、車椅子の方ともすれ違いが楽に行える間隔を取ります。

人口重心地に近く、J R 南彦根駅や大型ショッピングセンターに近接し、スポーツ・文化交流センターと隣接することから、スポーツや健康、子育て、働く人達を応援する棚づくりを行うほか、様々なジャンルの図書を揃え、魅力ある書架づくりに努め、利用者の満足度を上げる取り組みを行います。

さらに、障害者や高齢者向け「大活字本」や「朗読 CD」・「デイジー図書」・「LLブック」のほか、デジタル資料などの視聴覚資料の充実を図ります。

児童書架室には、「おはなしの部屋」や「キッズコーナー」などを設置し、幼児・児童が図書や絵本に親しみの持てる書架に努めます。

また、ユニバーサルデザインの導入・既存施設のバリアフリー化により、誰もが使いやすく、人にやさしい施設整備を行います。

(2) 書庫

収蔵力の高い集密書架を固定書架と併せて使用し、約 5 万冊が収蔵できる閉架書庫を設けます。

(3) 駐車場・駐輪場

駐車場は、旧ひこね燦ぱれすの既存施設 (約 8 0 台) を使用します。

駐輪場は、2 0 台程度を確保します。

(4) 展示・特設・休憩コーナー

時節に応じた情報提供や企画展を行う展示コーナーのほか、くつろぎを与える場所としての休憩コーナーなどを設けます。

(5) 対面朗読室・視聴覚ブース

読書をするのが不自由な方に図書を代読する部屋として利用できる対面朗読室や、視聴覚資料、大活字本・朗読CD・デージー図書等を利用するための視聴覚ブースを設けます。

(6) 閲覧席、学習・調査・研究席

図書資料等の閲覧席を設けるとともに、学習席や調査・研究席を設けます。

(7) サポートズルーム

図書館ボランティアの活動場所として、サポートズルームを設けます。

(8) 管理運営スペース

事務室や事務書庫のほか、大会議室・小会議室、物流スペースを設けます。

貸出・返却カウンターやレファレンスカウンター、バックヤードを適宜配置します。

また、カウンター業務の負担軽減や利用者の待ち時間の短縮を図るため、自動貸出機、自動返却機を設けるとともに、蔵書の保全を図るため、BDSの設置を行います。

(9) その他スペース

授乳やおむつ交換のできる部屋として、授乳室を設けます。

7 設計と条件

- ・旧ひこね燦ぱれす図書館化調査検討報告書（令和4年7月）
- ・彦根市図書館整備基本計画（令和5年3月改訂）
- ・旧ひこね燦ぱれす施設適正管理計画（令和5年3月策定）

8 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年6月28日（金）まで

【業務仕様】

1 特記仕様書に記載されていない事項は、「彦根市建築工事設計委託要綱」による。

2 管理技術者の資格要件

建築士法（昭和25年法律第202号）第2条（定義）の規定による一級建築士の資格を有する者

3 業務履行

受託者は、プロポーザルで提出された業務実施体制表により、本業務を履行する。

4 設計業務の範囲

（1）基本設計

- ア 建築（意匠）基本設計
- イ 建築（構造）基本設計
- ウ 電気設備基本設計
- エ 機械設備基本設計
- オ 外構工事（排水計画・屋外付帯共）基本設計

（2）（仮称）図書館中部館建築設計検討委員会の運営支援（4回程度開催）

- ア 委員会資料などの作成支援
- イ 委員会への出席と打合せの実施

（3）その他の業務

- ア 関係法令に係る協議、確認、調整等
- イ 実施設計に係る参考見積書
- ウ 費用便益分析業務
 - （ア）計画データ、地価関数等の収集・整理・推定
 - （イ）費用便益の算定
 - （ウ）算出結果の整理
 - （エ）費用便益比の算定
 - （オ）その他業務に関連する業務

※なお、費用便益の算定については、国の指針により都市機能立地支援事業の費用便益分析マニュアル案（平成30年6月）により行うこと。

- エ 国の都市構造再編集中支援事業の採択に向けた（仮称）図書館中部館整備構想に係る資料作成業務

オ デザインビルド方式の検討

5 業務の実施

(1) 一般事項

- ア 基本設計は、提示された設計と条件および運用基準等により行う。
- イ 成果物については、提出までに指摘事項等があれば、必要に応じて修正等を行う。

(2) 議事録の作成

打合せ等の議事録は、すべて作成し、その都度速やかに提出すること。

(3) 運用基準等

特記なき場合は、国土交通省官房官庁営繕部が制定または監修したもの

ア 建築

- (ア) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版
- (イ) 建築工事監理指針 令和4年版

イ 設備

- (ア) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事） 令和4年版
- (イ) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事） 令和4年版
- (ウ) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事） 令和4年版
- (エ) 公共建築設備工事標準図（機械設備工事） 令和4年版
- (オ) 電気設備工事監理指針 令和4年版
- (カ) 機械設備工事監理指針 令和4年版

ウ 積算

公共建築工事積算基準 令和3年版

(4) 貸与資料

- ア 既存施設設計図書 一式
- イ 敷地丈量図
- ウ インフラ整備状況資料（台帳等）

6 成果物および提出部数等

(1) 基本設計書（見開きA3判）2部（製本）

- ア 計画説明書
- イ 基本構造計画
- ウ 構造仕様概要書
- エ 各設備計画概要書
- オ 基本設計図
- カ 透視図縮小版

(2) 工事費概算額 (A 4 判) 2 部 (ファイル綴)

- ア 建築工事費概算書
- イ 電気設備工事費概算書
- ウ 機械設備工事費概算書
- エ 外構工事費概算書

(3) その他 2 部 (ファイル綴)

- ア 費用便益分析結果報告書(令和5年10月頃)
- イ 国の都市構造再編集中支援事業の採択に向けた(仮称)図書館中部館整備構想に係る資料(令和5年10月頃)
- ウ (仮称)図書館中部館建築設計検討委員会で使用した資料や議事録等をまとめたもの
- エ その他、担当者と協議の上、必要な資料等